（別紙１）

「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等についての意見・情報の募集」に寄せられた
意見・情報及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
″肥料の原料として利用したいというニーズが高まっていることを受け、当該肥料の原料として、草木又は下水汚泥を含むもの等の燃焼灰を追加する改正を行う。″ 下水汚泥を含むあたり、正気ですか？ウイルス感染するかもしれないよ。怖い	下水汚泥資源を原料とする肥料については、食品安全委員会の意見も踏まえて定めた公定規格に適合したもののみ登録を行っており、例えば、既に汚泥肥料が農業利用されています。 農林水産省では、引き続き、下水汚泥資源を原料とする肥料の安全性と品質の確保に取り組んでまいります。

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。
※上記のほか、本改正案に直接関係しない御意見が１件ありました。